

知的財産及び商業裁判所 112 年度民商上更一字第 2 号 民事判決からみた「商標法における権利消尽」

流通の国際化が進むと同時に、代理店などの正規ルートを経由せずに行われる「並行輸入」も広がりを見せている。それにともなって、商標権の保護と市場流通のバランスをめぐる法的問題は、現代のグローバルなビジネス環境においてますます重要性を増している。本稿では、台湾で実際に下された判決を元に、並行輸入品を巡る「商標権の権利消尽」について台湾での実務状況を概説する。

最初に、「知的財産及び商業裁判所 112 年度民商上更一字第 2 号民事判決」（以下、本案件という）の事案経緯と争点を簡略に説明する。

【事案経緯】

行為者 B（被告）は、商標権者シンガポール商の A 社（原告）による同意を得ずに、A 社の登録商標の付された商品を撮影して、ショッピー（Shopee）電子商取引プラットフォームに出品して販売した際に、「日本から持ち帰った良い商品をシェア～」、「送料無料～日本から持ち帰った商品の全シリーズ」などのキャッチコピーを掲載するほか、係争商品が日本からの並行輸入品であることを強調してインターネット消費者の購入意欲を高めるために、A 社の登録商標を使用した。

商標権者である A 社は、行為者 B が A 社の登録商標を無断で使用したと主張したのに対し、行為者 B は、A 社の商品がすでに市場で販売されたゆえにその商標権は使い尽くされたとして、この商品に対する商標の権利を主張することができないと抗弁した。

【争点となる商標争議】

本案件において行為者が主張した「並行輸入品」、及び商標権者の商標権「消尽」

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

は、台湾の実務上、抗弁に理由がある主張として認められるかどうか、また商標法第36条第2項¹にいう「商標権者」及び「その同意を得た者」の範囲について、簡略に下記の通り説明する。

一、権利消尽とは

いわゆる「権利消尽の原則」(The Principle of Exhaustion)は、「ファースト・セール・ドクトリン」(First Sales Doctrine)とも呼ばれている。これは、商標権者がその商品をはじめて販売又は流通して相応の報酬を得た後は、その商標権はその時点で用い尽くされており、その後の製造業者、小売業者から関連消費者へ垂直に販売される過程においては、商標の使用同意が黙認されていることを意味する。したがって、商標権者が、取引の流通性及び安定性を保障するために、再びその商標権を主張してその流通を制限することはできなくなる。

二、権利消尽の種類

権利消尽は、「国内消尽」及び「国際消尽」に分けられている。これを区別する目的は、商標権が属地主義であり、つまり特定の国家又は地域で取得している商標権は、当該国又は地域の領域内においてのみ保護されることにある。それ故に、台湾で登録されている商品であっても、その商品を他国で販売する場合には、その国で登録出願することが最善であり、その逆の場合も同様に考えられる。以下に、両者の定義及び区別を説明する。

1. 国内消尽

商標権は、登録された国・地域でのみ認められ、商標権者の商品の販売市場の認定も、登録された国・地域の市場のみに限定される。したがって、第三者が外国から登録商標の付された商品を輸入した場合、国内の商標権者は、権利侵害を主

¹ 台湾商標法第36条第2項

商標権者又はその同意を得た者によって、登録商標を付した商品が国内外の市場において取引され流通した場合、商標権者は、当該商品について商標権を主張してはならない。ただし、商品が市場に流通した後、変質・破損の発生を防止するため、又はその他正当な事由がある場合、この限りでない。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

張することができる。

2. 国際消尽

一方、国際消尽については、販売市場の認定は登録国の市場に限定されず、商標が全世界のあらゆる市場で販売又は流通し、報酬を取得したのであれば、商標権が消尽したものとし、その商標権者は、権利侵害を主張することができなくなる。

以上から、商標権者の保護の観点からみれば、国際消尽の保護は、国内消尽より低いとみられる。

三、台湾の現行法及び実務の観点

1. 商標法第 36 条第 2 項について

(1) 原則：国際消尽を採用

商標権者は、自身又はその同意を経た者により**国内外を問わない市場**で取引・流通される商品について、商標権を主張することができない。

(2) 例外：登録商標の付された商品が市場に流通された後、変質、破損、又は他人にみだりに加工され若しくは改造されることを防止する場合、又はその他正当な事由がある場合は、この限りでない。(商標の信頼・名誉の毀損を回避し、**消費者の権益**を保護するため、商標法第 36 条第 2 項ただし書の規定により、商標権者は、商品の変質、破損を防止し、又はその他の正当な事由がある場合、商品が市場に流通された後も、特に登録商標の商品が市場流通後に状態が改変・損害された場合、その商標権を主張することができるとしている。)

2. 並行輸入に係る実務の見解

国内外の商標権者が同一の場合は、上述のように商標法第 36 条第 2 項の規定に従うことになる（原則として国際消尽とする）が、「並行輸入」について、侵害権の争議を構成するかどうかは、**商標権者が国内外において異なる場合にのみ**検討する必要が生じる。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (1) 同一商標の国内外商標権者が異なるが、互いに**特定関係**（国内外商標権者間における契約など）**がない**場合は、商標が偶然同一であっただけであり、属地主義により、各商標権者は各々登録された国・地域の商標権による保護を受ける。
- (2) 同一商標の国内外商標権者が異なるほか、互いに**特定関係**（国内外商標権者間における契約など）**がある**場合は、実務上、権利消尽の適用がしばしば認められているものの、条文に対する解釈が異なる場合がある。参考に資するために、よく引用される台湾の判例を以下に紹介する。

【事案経緯】

原告 X は、米国における Y 社の商品を Y 社の公式サイトから正規に購入して台湾に輸入して販売していた。被告 Y' は、Y 社の同意により台湾で Y 社の商標を登録した代理店であった。X は、Y' に対して、商標権不存在確認訴訟（商標権を主張できないことを裁判所に確認する訴訟）を提起した。最高裁判所民事判決と知的財産裁判所刑事判決は、共に並行輸入が権利侵害を構成しないと認めたものの、その理由は異なっていた。

① 最高裁判所民事判決

最高裁判所は、商標法第 36 条第 2 項本文にいう「その（商標権者の）同意を得た者」は、**互いに許諾する者又は法律関係にある者**が含まれると認めた。よって、Y 社も被告 Y'（Y 社の同意を得て台湾で商標を登録した代理店）も、権利が消尽していたため、原告 X の並行輸入は権利侵害行為を構成しないとした。

② 知的財産裁判所刑事判決

知的財産裁判所は、商標法第 36 条第 2 項本文の「商標権者」の範囲を拡大し、各商標権者が**法律的又は経済的に関係があり、かつ同一の出所を示している**のであれば、「同一商標権者」とみなされるものとした。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

四、本案件の結果

本案件のシンガポール商 A 社（原告）は、訴外の日本本社から商標権を譲り受けて、係争商標について、台湾において商標権を有する者である。一方、本案件の行為者 B（被告）は、日本から商品を輸入した者である。この状況において、シンガポール商 A 社が、「係争商標が異なる法人（即ち A 社と訴外の本社）に所有されていることから、権利消尽の原則は、適用されない」と主張することができるかどうかは、疑問が残る。

裁判所は、シンガポール商 A 社は、その本社が日本の某株式会社であることを否認しておらず、日本本社が 2010 年にシンガポールで支社を設立したとする記載が、シンガポール商 A 社の公式サイトにも、日本本社の公式サイトにも見受けられることから、シンガポール商 A 社及びその本社は、日本の某株式会社と**法律的又は経済的に関係がある**と認めた。かかる商標権は、属地主義の原則により、それぞれ異なる商標権になり、その権利者も異なっている（即ち、台湾での商標権を A 社が所有し、日本での商標権を日本本社が所有する）ものの、係争商標と係争商品に付された**商標意匠は同一**であり、**独占的排他権の発生は本質的に同一の権利者に由来している**。そのため、本案件の行為者 B が販売した係争商品と係争商標が、それぞれ異なる国の商標権者に属するとしても、両者間には**経済的又は法律的関係があるため**、係争商標を付した係争商品のシンガポール商 A 社の**権利が消尽した**とした。

五、おわりに

台湾の現行法及び実務では、商標権に関して「国際消尽」の原則を採用しており、商標権者が既に**国内外市場**で商品を販売した場合、商標権を主張することができないと考えられている。また、商標法第 36 条第 2 項本文の「商標権者」の範囲を拡大解釈するほか、「その（商標権者の）同意を得た者」について、「**法律的又は経済的に関係（例えば、許諾）がある**」場合その権利が消尽すると解釈している。裁判所は、シンガポール商 A 社の本社（支社の権利義務は本社に帰属する）と日本の某株式会社

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

とは、経済的又は法律的に関係があり、かつ両商標は同一の意匠を有し、その独占的排他権は同一の権利者に由来しているため、その権利は消尽したと釈明した。同一商標権者の場合や商標権者の同意がある場合については言及されていないが、裁判所は、商標権者の権利、市場の流通、市場の安定及び消費者の権益を保護するために、真正商品の並行輸入は（商標の信頼・名誉に影響を与えない限り）権利の侵害に当たらないとした。

六、参考資料

1. 台湾知的財産栽培学院 https://www.tipa.org.tw/tc/monthly_detail379.htm
2. 知的財産及び商業裁判所 112 年度民商上更一字第 2 号民事判決



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。